料金表目次

通則 34
第1表 YAMADA Air Mobile に関する料金 37
第 1 基本使用料37
1 適用 37
2 料金額
第2 パケット通信料42
1 適用 42
2 料金額 48
第3 削除
第 4 契約解除料50
1 適用 50
2 料金額 52
第5 手続きに関する料金56
1 適用 56
2 料金額 57
第 6 ユニバーサルサービス料58
1 適用 58
2 料金額 58
第7 電話リレーサービス料59
1 適用 59
2 料金額59
第2表 工事費
第3表 付随サービスに関する料金60
附則

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1 当社は、料金その他の計算について、次の表に規定するとおりとします。

計算方法

この料金表に規定する税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、パケット通信料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月(そのパケット通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合のパケット通信料については、パケット通信が終了した日を含む料金月とします。)に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更する ことがあります。

(基本使用料の日割り)

- 4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料のうち月額で定める料金(以下この項において「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割りします。ただし、料金表に別に定める場合は、この限りでありません。
 - (1) 料金月の起算日以外の日に、契約者回線の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の起算日以外の日に、契約の解除があったとき。
 - (3) 料金月の起算日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき
 - (4) 料金月の起算日以外の日に、月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、 増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第37条(基本使用料の支払義務) 第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 第2項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
 - (7) 料金月の起算日以外の日に、YAMADA Air Mobile利用権等の譲渡があったとき。
- 5 前項第1号から第5号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる 日数により行います。この場合、第37条(基本使用料の支払義務)第2項第3号に規 定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が 属する料金日とみなします。

6 第4項第6号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、この料金表に別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

(一括請求の取扱い)

- 8 当社は、契約者から申込みがあったときは、その契約者の契約者回線に係る料金その他の債務を、当社が提供する他の電気通信サービス(当社が別に契約約款等に定める電気通信サービスであって、その契約者が指定したものに限ります。以下「統合対象サービス」といいます。)に係る料金等に合わせて、一括して請求(以下「YAMADA Air Mobile一括請求」といいます。)します。
- 9 当社は、YAMADA Air Mobile 一括請求の取扱いを受けている契約者回線について、契約者からこの取扱いを廃止する申し出があった場合のほか、次に該当する場合には、この取扱いを廃止します。
 - (1) YAMADA Air Mobile契約の承継があり、統合対象サービスが同一名義人に承継されないとき。
 - (2) YAMADA Air Mobile契約若しくは統合対象サービスの指定の解除があったとき。
 - (3) 前項の規定によらない手段により支払方法が変更されたとき。
- 1 O YAMADA Air Mobile 一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(料金額の通知)

1 1 当社は、契約者に対する料金額の通知を当社ホームページの契約者サイトへの掲示により行います。

(料金等の支払い)

- 12 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 13 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

14 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、 当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。 15 当社は、契約者の1月の支払い額(当社が別に定める料金に係るものに限ります。)が 3,000円(税込)に満たないときは、2月分の料金を当社が指定する期日までに、まと めて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の 申出があったときは、この限りでありません。

(消費税相当額の加算)

16 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の臨時減免)

- 17 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。
- 18 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、当社が指定するサービス 取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 YAMADA Air Mobile に関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第36条(料金及び工事に関する費用)及び第37条(基本使用料の支払い義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用

使用料の料金種別の選択等

(1)基本ア 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、YAMADA Air Mobile LTEを使用料の提供します。

契約の種類及び種別		料金種別	
一般契約		LTEプラン (ベーシック)	
		LTEプラン(得割)	
定	第1種定期契約	LTEプラン (にねん)	
定期契約	第2種定期契約	LTEプラン(にねん+アシスト1600)	
約	第3種定期契約	LTEプラン(にねん+アシスト2900)	
	第4種定期契約	LTEプラン (バリューセット)	
	第5種定期契約	LTEプラン(バリューセット ライト)	
	第6種定期契約	LTEプラン(にねん+アシスト2400)	
	第7種定期契約	LTEプラン(にねん得割)	

- イ YAMADA Air Mobile LTE には契約の種別ごとに、アの表の右欄の基本使用料の料金種別があります。
- ウ 契約者は、あらかじめアの表の契約の種別及び基本使用料の料金種別 を選択していただきます。
- エ 契約者は、本表(2)、(2)の2、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)及び(9)に規定する基本使用料の料金種別について、それぞれの欄に定める料金種別の範囲を超えて、料金種別の変更をする場合、その契約を解除すると同時に新たな料金種別に係る契約を締結していただきます。この場合、当社は、その契約の締結があった日を含む料金月の末日まで解除された契約の料金種別に係る基本使用料を適用し、その翌料金月から変更後の料金種別に係る基本使用料を適用します。

(2) ~	ア ベーシックに係る基本使用料については、	この料金表に特段の規定が	
ーシック	ある場合を除き、2(料金額)に規定する料金額を適用します。		
に係る基	イ ベーシックに係る基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱い		
本使用料	については、(1) エに定める場合を除き次の表のとおりとします。		
の取扱い	区分	基本使用料の適用	
	ベーシックに係る契約の解除があ その契約	的解除日の前日までの基本	
	ったとき。 使用料を	適用します。	
		<u> </u>	
(2) 02	ア 得割に係る基本使用料については、この**	4金表に特段の規定がある場	
得割に係	合を除き、2 (料金額)に規定する料金額	を適用します。	
る基本使	イ 得割に係る基本使用料の適用を廃止する場	易合における取り扱いについ	
用料の取	ては、(1)エに定める場合を除き次の表	のとおりとします。	
扱い	区分	基本使用料の適用	
		5 切り口の共口士での甘士	
	│ │得割に係る契約の解除があったと │その契約	列解除日の削日までの基本	
		列解除日の削日までの基本 を適用します。	
		適用します。	
	き。使用料を	適用します。	
	き。 使用料を 使用料の 使用料の 使用料の 使用料の 使用料の 使用料の 使用料の 使用料の	遊用します。 適用を受ける契約者は、料金 の規定に基づいて算定される	
	き。 使用料を ウ LTEプラン(得割)に係る基本使用料の 表第1表第2(パケット通信料)1(1)(遊用します。 適用を受ける契約者は、料金 の規定に基づいて算定される	
(3) 1	き。 使用料を ウ LTEプラン(得割)に係る基本使用料の 表第1表第2(パケット通信料)1(1)の 料金額が発生しない料金月について、2(料の支払いを要しません。	を適用します。 適用を受ける契約者は、料金 の規定に基づいて算定される 料金額)に規定する基本使用	
(3) に ねんに係	き。 使用料を ウ LTEプラン(得割)に係る基本使用料の 表第1表第2(パケット通信料)1(1)の 料金額が発生しない料金月について、2(料の支払いを要しません。 ア にねんに係る基本使用料については、この	適用します。 適用を受ける契約者は、料金 の規定に基づいて算定される 料金額)に規定する基本使用 の料金表に特段の規定がある	
	き。 使用料を 使用料を	適用します。 適用を受ける契約者は、料金の規定に基づいて算定される料金額)に規定する基本使用 の料金表に特段の規定がある 額を適用します。	
ねんに係	き。 使用料を 使用料を	適用します。 適用を受ける契約者は、料金の規定に基づいて算定される料金額)に規定する基本使用 の料金表に特段の規定がある。額を適用します。 る場合における取り扱いにつ	
ねんに係る基本使	き。 使用料を 使用料を	適用します。 適用を受ける契約者は、料金の規定に基づいて算定される料金額)に規定する基本使用 の料金表に特段の規定がある。額を適用します。 る場合における取り扱いにつ	
ねんに係 る基本使 用料の取	き。 使用料を	適用します。 適用を受ける契約者は、料金の規定に基づいて算定される料金額)に規定する基本使用の料金表に特段の規定がある。 額を適用します。 場合における取り扱いにつまのとおりとします。 基本使用料の適用	
ねんに係 る基本使 用料の取	き。 使用料を 使用料を	適用します。 適用を受ける契約者は、料金の規定に基づいて算定される料金額)に規定する基本使用の料金表に特段の規定がある。 額を適用します。 場合における取り扱いにつまのとおりとします。 基本使用料の適用	
ねんに係 る基本使 用料の取	き。 使用料を 使用料を	適用します。 適用を受ける契約者は、料金の規定に基づいて算定される料金額)に規定する基本使用 の料金表に特段の規定がある。額を適用します。 る場合における取り扱いにつまのとおりとします。 基本使用料の適用 的解除日の前日までの基本	

(4) 1	ア にねん+アシスト1600に係る	基本使用料については、この料金表	
ねん+ア	に特段の規定がある場合を除き、	2(料金額)に規定する料金額を適用	
シスト1	します。		
600に	イ にねん+アシスト1600に係る	基本使用料の適用を廃止する場合に	
係る基本	おける取り扱いについては、(1)	エに定める場合を除き次の表のとお	
使用料の	りとします。	_	
取扱い	区分	基本使用料の適用	
	にねん+アシスト1600に係る	その契約解除日の前日までの基本	
	契約の解除があったとき。	使用料を適用します。	
(5) に	ア にねん+アシスト2900に係る	基本使用料については、この料金表	
ねん+ア	に特段の規定がある場合を除き、	2(料金額)に規定する料金額を適用	
シスト2	します。		
9001	イ にねん+アシスト2900に係る	基本使用料の適用を廃止する場合に	
係る基本	おける取り扱いについては、(1)	エに定める場合を除き次の表のとお	
使用料の	りとします。		
取扱い	区分	基本使用料の適用	
	にねん+アシスト2900に係る	その契約解除日の前日までの基本	
	契約の解除があったとき。	使用料を適用します。	
(6) バ	ア バリューセットに係る基本使用料については、この料金表に特段の規		
リューセ	定がある場合を除き、2 (料金額)に規定する料金額を適用します。		
ットに係	イ バリューセットに係る基本使用料の適用を廃止する場合における取り		
る基本使	扱いについては、(1)エに定める場合を除き次の表のとおりとします。		
用料の取	区分	基本使用料の適用	
扱い	バリューセットに係る契約の解除	その契約解除日の前日までの基本	
	があったとき。	使用料を適用します。	

(7) バ	ア バリューセット ライトに係る基	本使用料については、この料金表に特	
リューセ	段の規定がある場合を除き、2(料金額)に規定する料金額を適用しま		
ット ライ	す。		
トに係る	イ バリューセット ライトに係る基	本使用料の適用を廃止する場合にお	
基本使用	ける取り扱いについては、(1):	エに定める場合を除き次の表のとおり	
料の取扱	とします。		
い	区 分	基本使用料の適用	
	バリューセット ライトに係る契約	その契約解除日の前日までの基本	
	の解除があったとき。	使用料を適用します。	
(8)	ア にねん+アシスト2400に係る	る基本使用料については、この料金表	
ねん+ア	に特段の規定がある場合を除き、	2 (料金額) に規定する料金額を適用	
シスト2	します。		
4 0 0 1	イ にねん+アシスト2400に係る	る基本使用料の適用を廃止する場合に	
係る基本	おける取り扱いについては、(1)	エに定める場合を除き次の表のとお	
使用料の	りとします。		
取扱い	区 分	基本使用料の適用	
	にねん+アシスト2400に係る	その契約解除日の前日までの基本	
	契約の解除があったとき。	使用料を適用します。	
(9) [ア にねん得割に係る基本使用料につ	ついては、この料金表に特段の規定が	
ねん得割	ある場合を除き、2(料金額)に規定する料金額を適用します。		
に係る基	イ にねん得割に係る基本使用料の通	箇用を廃止する場合における取り扱い	
本使用料	については、(1) エに定める場合を除き次の表のとおりとします。		
の取扱い	区分	基本使用料の適用	
	にねん得割に係る契約の解除があ	その契約解除日の前日までの基本	
	ったとき。	使用料を適用します。	
	ウ にねん得割に係る基本使用料の過	箇用を受ける契約者は、料金表第1表	
	第2(パケット通信料)1(1)(の規定に定める課金対象パケットに係	
	る通信が発生しない料金月につい	いて、2(料金額)に規定する基本使用	
	料の支払いを要しません。		

2 料金額

1契約ごとに月額

区 分	料金額
LTEプラン (ベーシック)	1,600円(税抜)
LTEプラン(得割)	4, 077円(税抜)
LTEプラン (にねん)	477円(税抜)
LTEプラン(にねん+アシスト1600)	2,000円(税抜)
LTEプラン(にねん+アシスト2900)	3, 239円(税抜)
LTEプラン (バリューセット)	2,000円(税抜)
LTEプラン(バリューセット ライト)	1, 524円(税抜)
LTEプラン(にねん+アシスト2400)	2, 762円(税抜)
LTEプラン(にねん得割)	4,077円(税抜)

第2 パケット通信料

1 適用

パケット通信料の適用については、第38条(パケット通信料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

パケット通信料の適用			
(1)パケッ	ア 契約者がプライベートIPアドレスの使用を申し込み、当社がそれを		
ト通信料の	承諾した場合、パケット通信料の適用は、1料金月の課金対象パケッ		
適用	トの総情報量について128/	バイトまでごとに1の課金対象パケット	
	とし、2 (料金額) に規定する	的料金額を適用します。	
	イ 端末設備の種類等によっては、ソフトウェアやアプリケーション等の		
	仕様による通信等を自動で行い	います(以下この欄において「自動通信」	
	といいます。)。自動通信につい	いては課金対象パケットとして測定する	
	場合があります。		
(2) LTE	LTEプランに係る料金種別が適用される契約者の通信について、当社が		
プランに係	別に定める通信プロトコル又は通信	『ポートに係る通信を遮断する処置をと	
る通信利用	ります。		
の制限			
(2) 02	下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、そ		
基本使用料	の契約者回線からのパケット通信料のうち、同表の右欄に規定する料金額		
の料金種別	の支払いを要しません。		
によるパケ		1契約者識別番号ごとに月額	
ット通信料	基本使用料の料金種別 支払いを要しない額		
の減額適用	LTEプラン(得割)	(1)に規定した料金額	
	LTEプラン(にねん得割)	(1)に規定した料金額	
(3) 基本	下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別については、その契約者回線		
使用料の料	からの(1)の規定によるパケット通信料が同表の右欄に規定する料金額		
金種別によ	以上となる場合は、その料金額を適用します。		
る最大パケ	1 契約ごとに月額		
ット通信料	基本使用料の料金種別 最大パケット通信料金額		
金額の適用		9,500円	
	LTEプランに係る料金種別	(税抜)	

(4) 定額支 払いによる パケット通 信料(フラ ット) の適 用

ア 契約者がフラットの適用を申し込み、当社がそれを承諾した場合、契 約者は(1)及び(3)による料金額に代えて、次に定める料金額の支 払いを要します。

1契約ごとに月額

料金額
3, 219円
(税抜)

- イ アに定める料金額については、料金表通則 4 (基本使用料の日割り)の 規定に準じて、日割り計算を行います。
- ウ フラットの適用の開始は、その契約者回線の提供の開始のあった日からとします。ただし、すでに契約されているEMOBILE契約についてフラットの適用の申込みが行われた場合は、申込みのあった日の属する料金月の翌料金月から適用します。
- エ 当社は、フラットの適用を受けているYAMADA Air Mobile LTE契約について、次の表の左欄に規定する場合には、それぞれ同表の右欄に定める日までフラットを適用します。

その契約の解除があった場合	契約の解除があった日
フラットの廃止の申込みが行われ	廃止の申込みが行われた日の属す
た場合	る料金月の末日

- オ フラットの適用を受ける契約者がその契約を解除すると同時に新たに 契約を締結した場合には、ウ及びエにかかわらず、契約の解除があった YAMADA Air Mobile LTE 契約に係るフラットは、当該解除があった 日の属する料金月の末日まで適用することとし、新たに締結した YAMADA Air Mobile LTE 契約について、当該料金月内にフラットが申し込まれた場合にあっては、当該フラットは、その翌料金月から適用することとします。
- カ LTEプラン(得割)又はLTEプラン(にねん得割)に係る基本使用 料の適用を受ける契約者について、フラットは適用されません。
- (4) の2 ステップグ ローバルI Pの適用
- ア 契約者がグローバル I Pアドレスの使用を申し込み、当社がそれを承諾した場合、(1)及び(3)又は(4)による料金額に代えて、次の表に定めるステップグローバル I Pの料金を適用します。

1契約ごとに月額

1料金月の課金対象パケットの総情報	3, 219円
量が2ギガバイトまでの場合	(税抜)

1 料金月の課金	2ギガバイトまで	3, 219円
対象パケットの	の部分	(税抜)
総情報量が2ギガバイトを超え	2 ギガバイトを超 える部分	2 ギガバイトまでごとに 2,000円
る場合 	んの部方	(税抜)

イ アの表に定める料金額については、料金表通則 4 (基本使用料の日割り)の規定に準じて、日割り計算を行います。ただし、アの表に代えて、次の表を適用します。

1契約ごとに月額

1 料金月の課金対象パケットの総情報 量が 2 ギガバイトまでの場合		3,219円(税抜)を日割り 計算した料金額
1 料金月の課金対象パケットの	2ギガバイトまで の部分	3,219円(税抜)を日割り計算した料金額
総情報量が 2 ギ ガバイトを超え る場合	2 ギガバイトを超 える部分	2 ギガバイトまでごとに 2,000円 (税抜)

- ウ ステップグローバル I Pの適用の開始は、その申込みのあった日から とします。ただし、すでに契約されている YAMADA Air Mobile LTE 契 約についてステップグローバル I Pの適用の申込みが行われた場合 は、申込みのあった日の属する料金月の翌料金月から適用します。
- エ 当社は、ステップグローバルIPの適用を受けているYAMADA Air Mobile LTE契約について、次の表の左欄に規定する場合には、それぞれ同表の右欄に定める日までステップグローバルIPを適用します。

その契約の解除があった場合	契約の解除があった日
ステップグローバルIPの廃止の	廃止の申込みが行われた日の属す
申込みが行われた場合	る料金月の末日

オ ステップグローバル I Pの適用を受ける契約者がその契約を解除する と同時に新たに契約を締結した場合には、ウ及びエにかかわらず、契 約の解除があった YAMADA Air Mobile LTE 契約に係るステップグロー バル I Pは、当該解除があった日の属する料金月の末日まで適用する こととし、新たに締結した YAMADA Air Mobile LTE 契約について、当

-	
	該料金月内にステップグローバルIPが申し込まれた場合にあって
	は、当該ステップグローバルIPは、その翌料金月から適用すること
	とします。
	カ ステップグローバルIPの適用を受ける契約者は、グローバルIPア
	ドレス及びプライベートIPアドレスを使用することができます。
	キ ア及びイの料金額を算定するために使用する情報量は、グローバル I
	Pアドレス及びプライベート I Pアドレスを使用して通信を行った情
	報量とします。
	ク LTEプラン(得割)又はLTEプラン(にねん得割)に係る基本使用
	料の適用を受ける契約者について、ステップグローバルIPは適用さ
	れません。
(5) YAMADA	ア 契約者は、無線 I Pアクセスサービス (当社の無線 I P網を使用して
Air Mobile	インターネットに接続する電気通信サービスをいいます。以下同じと
LTE に係る	します。)を利用することができます。
無線IPア	イ 無線IPアクセスサービスの利用に関しては、料金の支払いを要しま
クセスサー	せん。
ビス	ウ 当社はこの機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電
	気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
	エ 電波状態により、この機能を利用して送受信された情報等が破損また
	は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を
	負わないものとします。
(6)パケッ	次のパケット通信については、その料金の支払いを要しません。
ト通信料の	ア 当社のサービス取扱所等に設置されている電気通信設備との間の通信
減免	であって、端末設備内のソフトウェアを書き換えるために行われる通信
	(当社が別に定めるものに限ります。)
	イ その他、当社が別に定める通信
(7)モバイ	ア モバイル&BB割とは、1の料金月の全部又は一部の期間においてL
ル&BB割	T E プラン (にねん)、L T E プラン (にねん+アシスト1600)、L
の適用	TEプラン(にねん+アシスト2900)、LTEプラン(バリューセ
	ット)、LTEプラン(バリューセット ライト)、LTEプラン(にね
	ん+アシスト2400) 又はLTEプラン(にねん得割) の料金種別(以
	下「割引適格料金種別」といいます。)が適用される契約者が当該料金
	月の期間において YAMADA Air Mobile 契約約款 (固定データ通信編)
	に基づき提供するADSL接続サービス(同契約約款に定めるところ
	により割引適格料金種別と対応させてモバイルセット料金が適用され
	ているものに限ります。以下この欄において同じとします。)又はフレ

ッツ接続サービス(同契約約款に定めるところにより割引適格料金種 別と対応させて提供するものに限ります。以下この欄において同じと します。)に係る契約(以下「固定データ通信契約」といいます。)によ り基本使用料の支払いを要する場合であって、次の(ア)の表の左欄に 掲げる事由に該当するとき、料金の取扱いについて次の(ア)の表の右 欄に定める通りとすることをいいます。ただし、LTEプラン(にねん 得割)に係る基本使用料の適用を受ける契約者については、(ア)の表 に代えて(イ)の表を適用します。

(ア)(イ)以外に係るもの

YAMADA Air Mobile 契約約款(固定デーパケット通信料金額の支払いを ータ通信編)に定めるADSL接続│要しません。 サービスに係る契約について適用す る場合であって、料金表第1表第2 (パケット通信料) 1(1) 及び(3) 若しくは(4)又は(4)の2で計算 されたその契約者回線からのパケッ ト通信料の額(以下この表において 「パケット通信料金額」といいま す。)が953円(税抜)を超えない とき

一タ通信編)に定めるADSL接続 サービスに係る契約について適用す る場合であって、パケット通信料金 額が953円(税抜)を超えるとき

YAMADA Air Mobile 契約約款(固定デーパケット通信料金額から953 円(税抜)を減額します。

ータ通信編)に定めるフレッツ接続 サービスに係る契約について適用す る場合であって、パケット通信料金 額が400円(税抜)を超えないとき

YAMADA Air Mobile 契約約款(固定デーパケット通信料金額の支払いを 要しません。

YAMADA Air Mobile 契約約款(固定デーパケット通信料金額から400 一タ通信編)に定めるフレッツ接続 サービスに係る契約について適用す る場合であって、パケット通信料金 額が400円(税抜)を超えるとき

円(税抜)を減額します。

(イ) LTEプラン (にねん得割) に係るもの

YAMADA Air Mobile 契約約款(固定デー基本使用料の支払いを要しませ 一タ通信編)に定めるADSL接続| サービスに係る契約について適用す る場合であって、料金表第1表第1 (基本使用料)に基づいて支払うべ き料金額が953円(税抜)を超えな いとき

YAMADA Air Mobile 契約約款(固定デー 一タ通信編)に定めるADSL接続 サービスに係る契約について適用す る場合であって、料金表第1表第1 (基本使用料)に基づいて支払うべ き料金額が953円(税抜)を超える とき

基本使用料から953円(税抜) を減額します。

YAMADA Air Mobile 契約約款(固定デー基本使用料の支払いを要しませ 一タ通信編) に定めるフレッツ接続 サービスに係る契約について適用す る場合であって、料金表第1表第1 (基本使用料)に基づいて支払うべ き料金額が400円(税抜)を超えな いとき

YAMADA Air Mobile 契約約款(固定デ|基本使用料から400円(税抜) 一タ通信編)に定めるフレッツ接続 サービスに係る契約について適用す る場合であって、料金表第1表第1 (基本使用料)に基づいて支払うべ き料金額が400円(税抜)を超える とき

を減額します。

- イ モバイル&BB割の適用においては、1の YAMADA Air Mobile LTE 契 約に対し1の固定データ通信契約を対応させるものとします。
- ウ モバイル&BB割を適用するにあたり、1の YAMADA Air Mobile LTE 契約と対応させることができる契約として、ADSL接続サービス及 びフレッツ接続サービスの双方の固定データ通信契約がある場合、A DSL接続サービスに係る契約を対応させるものとします。

- エ アの表の右欄に掲げる「パケット通信量金額」については、当社が提供 する他の電気通信サービス等 (当社が別に規約等に定める電気通信サ ービスであって、その契約者が指定したものに限ります)で別に定める 場合があります。
- オ LTEプラン (にねん得割) に係る基本使用料の適用を受ける契約者 について、料金表第1表第1 (基本使用料) 1 (9) ウの規定に基づき 基本使用料の支払いを要しない場合、モバイル&BB割は適用されません。

2 料金額

区分	料金額
エロプニンルをス約会話型	1課金対象パケットごとに0.04円
LTEプランに係る料金種別	(税抜)

第3 削除

第4 契約解除料

(契約解除料は、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める 提供条件又は特約で提供しているものを除き、令和4年1月31日をもって廃止しました。)

1 適用

契約解除料の適用については、第39条(定期契約に係る契約解除料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用

(1) 定期契約 に係る契約 解除料の適 用

- (1) 定期契約 ア 第1種定期契約及び第7種定期契約に係る契約解除料は、2(料に係る契約 金額) 2-1に規定する額を適用します。
 - イ 第2種定期契約、第3種定期契約、第4種定期契約、第5種定期 契約及び第6種定期契約に係る契約解除料は、その定期契約の種 別及び経過期間に応じて、2(料金額)2-2に規定する額を適 用します。
 - ウ 第2種定期契約、第3種定期契約及び第6種定期契約に関するイに規定する経過期間は、定期契約を締結した日を含む料金月(以下「契約月」といいます。)の翌月から起算して、解除があった日を含む料金月(以下「解除月」といいます。)までの月数とします。契約月と解除月が同じ月である場合、1ヶ月とみなします。
 - エ 第4種定期契約及び第5種定期契約に関するイに規定する経過 期間は、契約月から起算して、解除月までの月数とします。
 - オ エの規定にかかわらず、契約を解除すると同時に新たに第4種定期契約又は第5種定期契約を締結したとき、新たに締結した第4種定期契約又は第5種定期契約に関するイに規定する経過期間は、契約月の翌月から起算して、解除月までの月数とします。契約月と解除月が同じ月である場合、1ヶ月とみなします。

(2)契約解除料 の支払いを 要しない場 合

契約者は、次の場合には、2(料金額)に規定する契約解除料の支払いを要しません。

- ア 第1種定期契約又は第7種定期契約について、その満了日を含む 料金月、その翌料金月又は翌々料金月に、当該契約の解除があっ たとき。
- イ 第20条(定期契約の満了に伴う契約の変更等)第2項の規定に基づき、第2種定期契約、第3種定期契約、第4種定期契約、第5種定期契約及び第6種定期契約から変更された第1種定期契約について、その変更があった日を含む料金月又はその翌料金月に当該契約の解除があったとき。
- ウ 満了月に第1種定期契約又は第7種定期契約を解除すると同時

に新たに契約を締結したとき。

- エ 第1種定期契約を解除すると同時に新たに第2種定期契約、第3 種定期契約、第4種定期契約、第5種定期契約、第6種定期契約 又は第7種定期契約を締結したとき。
- オ 第7種定期契約を解除すると同時に新たに第1種定期契約、第2 種定期契約、第3種定期契約、第4種定期契約、第5種定期契約 又は第6種定期契約を締結したとき。
- カ 第1種定期契約又は第7種定期契約を解除すると同時に新たに 当社が定めるワイモバイル通信サービス契約約款(データ通信サ ービス編)に規定するデータ通信サービスB(Pocket Wi Fiプラン2(ベーシック)に限ります。)に係る契約を締結し たとき。
- キ 第7種定期契約について、第22条の2の定めにより当該契約の解除があったとき。

2 料金額

2-1 第1種定期契約及び第7種定期契約

第 1 種定期契約及び第 7 種定期契約	9,500円(税抜)
----------------------	------------

2-2 第2種定期契約、第3種定期契約、第4種定期契約、第5種定期契約及び第6種 定期契約

(1) 第2種定期契約、第3種定期契約、第4種定期契約及び第5種定期契約

			**************************************	4金額	
		第2種定期契約	第3種定期契約	第4種定期契約	第5種定期契約
		にねん+アシスト1600	にねん+アシスト2900	バリューセット	バリューセット ライト
経	1ヶ	36,572円	66, 286円	28,572円	17, 143円
過	月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
期	2 ケ	35,429円	63, 905円	28,572円	17, 143円
間	月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
	3 ケ	34,286円	61,524円	27,743円	16,810円
	月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
	4ヶ	33,143円	59, 143円	26,915円	16,477円
	月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
	5ヶ	32,000円	56,762円	26,086円	16, 143円
	月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
	6ヶ	30,858円	54,381円	25, 258円	15,810円
	月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
	7ヶ	29,715円	52,000円	24,429円	15,477円
	月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
	8 ケ	28, 572円	49,619円	23,600円	15, 143円
	月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
	9ヶ	27, 429円	47, 239円	22,772円	14,810円
	月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
	1 0	26,286円	44,858円	21,943円	14,477円
	ヶ月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
	1 1	25, 143円	42, 477円	21, 115円	14, 143円
	ヶ月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)

1 2	24,000円	40,096円	20,286円	13,810円
ヶ月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
1 3	22,858円	37,715円	19, 458円	13,477円
ヶ月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
1 4	21,715円	35, 334円	18,629円	13, 143円
ヶ月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
1 5	20,572円	32,953円	17,800円	12,810円
ヶ月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
1 6	19,429円	30,572円	16,972円	12,477円
ヶ月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
1 7	18,286円	28, 191円	16, 143円	12, 143円
ヶ月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
1 8	17, 143円	25,810円	15,315円	11,810円
ヶ月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
1 9	16,000円	23,429円	14,486円	11,477円
ヶ月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
2 0	14,858円	21,048円	13,658円	11, 143円
ヶ月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
2 1	13,715円	18,667円	12,829円	10,810円
ヶ月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
2 2	12,572円	16,286円	12,000円	10,477円
ヶ月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
2 3	11,429円	13,905円	11, 172円	10,143円
ヶ月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)
2 4	10,286円	11,524円	10,343円	9,810円
ヶ月	(税抜)	(税抜)	(税抜)	(税抜)

(2)第6種定期契約

		料金額
		第6種定期契約
		にねん+アシスト2400
経 過	1, 0	54, 858円
期間	1ヶ月	(税抜)
	0.4	52, 953円
	2ヶ月	(税抜)

		E 4 0 4 0 FF
3	3ヶ月	5 1, O 4 8 円 (税抜)
4	トヶ月	49, 143円
	, , ,,	(税抜)
5	5ヶ月	47, 239円
	, , ,	(税抜)
6	5ヶ月	45, 334円
		(税抜)
7	7ヶ月	43,429円
		(税抜)
8	3ヶ月	41, 524円
	, , , ,	(税抜)
a	ケ月	39, 619円
	, , ,,	(税抜)
1	٠, ۵	37,715円
	0ヶ月	(税抜)
	11ヶ月	35,810円
		(税抜)
1	33,905円 (税抜)	33,905円
' '		
	13ヶ月 (税抜)	32,000円
		(税抜)
	1418	30,096円
	4 ケ月 	30,096円 (税抜)
1	28, 191円	28, 191円
	5ヶ月	(税抜)
1	10.8	26, 286円
	6ヶ月	(税抜)
1.	7 6 8	24,381円
	フヶ月	(税抜)
	0, 0	22, 477円
	8ヶ月	(税抜)
	4.0	20, 572円
	9ヶ月	(税抜)
2	0 + 8	18,667円
	20ヶ月	(税抜)

2 1 ヶ月	16,762円 (税抜)
22ヶ月	14,858円 (税抜)
23ヶ月	12, 953円 (税抜)
24ヶ月	11,048円 (税抜)

第5 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第40条(手続きに関する料金の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用			
(1)手続きに関	手続きに関する料金は、次のとおりとします。		
する料金の適	料金種別	内 容	
用	契約事務手数	YAMADA Air Mobile LTE の契約の申込みを行	
	料	い、その承諾を受けたときに支払いを要する料	
		金	
	EM chip	EM chipの紛失、盗難又は毀損その他の	
	再発行手数料	理由により新たなEM chipの貸与を請求	
		し、その承諾を受けたときに支払いを要する料	
		金	
	譲渡手数料	YAMADA Air Mobile 利用権の譲渡の承認を請求	
		し、その承諾を受けたときに支払いを要する料	
		金	
	払込処理手数	当社が指定するサービス取扱所又は金融機関	
	料	等において料金等を支払う際に必要となる書	
		面を送付したときに支払いを要する料金	
(0) 却を表示す	±11.44.±4.18.7.00 ±11.44	ナ4310ハナフ L 同叶 I - ヴェ I - キロ 45 ナ 4かか L エ L キ	
(2)契約事務手			
数料の適用 	は、2 (料金額 <i>)</i> 	に規定する契約事務手数料の支払を要しません。	

2 料金額

2-1 2-2以外の場合で、YAMADA Air Mobile に係る契約の申込みが行われた場合

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	1契約ごとに	4,500円(税抜)
		4, 950円(税込)
EM chip再発行手数料	1請求ごとに	4,500円(税抜)
		4, 950円(税込)
譲渡手数料	1契約ごとに	4,500円(税抜)
		4, 950円(税込)
払込処理手数料	1請求先の1料金月ごとに	300円(税抜)
		330円(税込)

2-2 インターネットを経由して YAMADA Air Mobile に係る契約の申込みが行われた場合

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	1契約ごとに	3,500円(税抜)
		3,850円(税込)
EM chip再発行手数料	1請求ごとに	3,500円(税抜)
		3,850円(税込)
		ただし、当面の間、当該
		料金の支払いを要しませ
		ん。請求の準備が整い次
		第、当社ホームページ等
		でお知らせします。
払込処理手数料	1請求先の1料金月ごとに	300円(税抜)
		330円(税込)

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第41条(ユニバーサルサービス料の 支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用

(1) ユニバーサルサービス 料の適用

- ア 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2(料金額)に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。
 - (ア) 料金月の末日に契約の解除があったとき
 - (イ) 料金表第1表第1(基本使用料等)1(2) の2ウ又は(9)ウに定める規定に基づき基本 使用料の支払いを要しないとき。
- イ ユニバーサルサービス料については、日割りは行い ません。

2 料金額

1契約ごとに月額

区 分	料金額	
ユニバーサルサービス料	3円(税抜)	

第7 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第41条の2(電話リレーサービス料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

イ 電話リレーサービス料については、日割りは行いません。

使用料の支払いを要しないとき。

の2ウ又は(9)ウに定める規定に基づき基本

ウ 2 (料金額) に規定する料金は、当社のホームページにおいて掲示する料金月に従って請求します。

2 料金額

1契約ごとに月額

区分	料金額	
電話リレーサービス料	1円(税抜)	

第2表 工事費

工事費は当社が別に算定する額とします。

第3表 付随サービスに関する料金

1 適用

付随サービスに関する料金の適用については、別記3(付随サービスの提供)の規定によります。

2 料金額

区 分	単位	料金額
請求書発行手数料 1 発行ごとに	1 発行 デレニ	230円
	「光1」ことに	(税抜)
主 ☆ 中 古 み 仁 工 粉 剉	230円	
請求書再発行手数料	1 発行ごとに	(税抜)
利用明細手数料(契約者が	1 発行ごとに	200円
個人であるとき)		(税抜)
利用明細手数料(契約者が	1 発行ごとに	100円
法人であるとき)		(税抜)
利用明细市及汽车粉料	「発行手数料 1発行ごとに	200円
利用奶柚丹光打于数科		(税抜)
支払証明書等発行手数料 1 発行ごとに	400円	
	「光打ことに	(税抜)
その他証明書の発行手数料	1 発行ごとに	400円
		(税抜)

(実施期日)

1 この約款は、平成24年3月15日から実施します。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、料金表第1表第1(基本使用料)1(適用)に定めるLTE プラン(ベーシック)及びLTEプラン(にねん)に係る規定は、当社が別に定める日か ら実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年1月17日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年2月7日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年3月7日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年6月7日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成27年3月1日以降、第7種定期契約の申込みはできません。なお、この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により適用を受けている場合の料金その他の提供条件(当社が認めるものに限ります。) については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年7月15日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年9月18日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成27年10月1日以降、YAMADA Air Mobile 契約の申込みはできません。なお、この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により適用を受けている場合の料金その他の提供条件(当社が認めるものに限ります。)については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年12月26日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年3月21日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年11月1日から実施します。

(特例)

2 この改正規定実施の日において、当社が別に指定する移動無線装置を利用している契約者と当社が認めた場合、第3条(用語の定義)の3 YAMADA Air Mobile の右欄の「FDD-LTE方式又はDS-CDMA方式」については、「AXGP方式、TDD-LTE方式、FDD-LTE方式又はDS-CDMA方式」と読み替えて適用します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。

(特例)

- 2 この改正規定実施の日において、当社が別に指定する移動無線装置を利用している契約者と当社が認めた場合、YAMADA Air Mobile の提供を終了します。ただし、この日において、契約者がEMOBILE契約を継続する意思があるものと当社が認めた場合、従前の提供条件により提供します。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった YAMADA Air Mobile 等の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年7月5日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったEMOBILE LT Eの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年10月26日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成31年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年5月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年5月20日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年5月22日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年5月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年5月20日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年2月1日から実施します。

(契約解除料に関する経過措置)

2 契約解除料は、この約款の附則に規定する料金種別に係るものを含み廃止します。ただ し、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める提供条件又 は特約で提供しているものを除きます。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

(YAMADA Air Mobile 契約に関する経過措置)

2 令和4年3月31日をもって廃止した株式会社ウィルコム沖縄のウィルコム沖縄通信サービス(e)契約約款 (YAMADA Air Mobile LTE 編) (データ)の規定により株式会社ウィルコム沖縄が締結している YAMADA Air Mobile 契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により当社が締結した YAMADA Air Mobile 契約とみなします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年6月16日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年6月23日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和5年6月30日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和6年3月15日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和6年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和6年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和7年1月16日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、令和7年10月1日から実施します。